

平成20年 5 月 2 日

「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」に対する意見について

法人・団体名 社団法人大阪府医師会 勤務医部会
代表者の役職・氏名 部会長・杉 本 壽

先般、公表された「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」について、本会勤務医部会で検討した結果を踏まえ、見解を述べさせていただきます。

全国各地で医療崩壊が起こり、地域住民が適切な医療を受療できない今、試案に示された制度の創設は医療の安全確保に寄与しないばかりか、かえって医療の質の低下を来たすので拙速な法制化を取りやめ、更なる議論を深め、国民のコンセンサスを得られることを求めます。

見 解

第三次試案に示された制度内容のまま法制化されることには反対である。

《 理 由 》

一、医療安全と死因究明は、本来、異なった目的であり、それぞれの目的を達成するための調査方法は全く異なる。したがって1つの委員会が両者を担うのは適切ではなく、それぞれの目的に応じた委員会に分離すべきである。

○ 医療安全調査委員会（仮称）は、“原因究明・再発防止”を目的に掲げているが、そのためには死亡に至ったシステム・エラーを検証することが第一であり、個人の責任を追及することとは両立しない。しかるに第三次試案では、捜査機関への通知の道が依然残っている。捜査機関への届け出は、医師法21条による犯罪に起因する異状死の届出に限定するだけでよく、医療安全調査委員会から捜査機関に通知する必要はない。

ただし、医療機関ならびに医師の責務として医療安全対策に努めなければならないことはいうまでもなく、医療事故があった場合には、院内事故調査委員会による調査を充分かつ徹底的に行い、その結果を患者・遺族に真摯に伝える説明義務を課すべきである。それでも納得できない患者・遺族の方には、

民事訴訟法に基づく損害賠償、あるいは刑事訴訟法に基づく告訴の道は当然開かれているべきである。これは医療安全調査委員会の調査結果であってもなんら変わらない。

一、「重大な過失」の定義が明確でないため、混乱を来たす。

- 試案では、地方委員会から捜査機関に通知を行う事例として、「故意」や「重大な過失」が挙げられている。

「重大な過失」については、その解釈として「・・・標準的な医療行為から著しく逸脱した医療であると、地方委員会が認めるものをいう。また、この判断は、あくまで医療の専門家を中心とした地方委員会による医学的な判断であり、法的評価を行うものではない」と付記されているが、その定義は非常に曖昧である。

“標準的な医療行為から著しく逸脱した医療”ということであるが、地域医療、救急医療が多くの地域で崩壊している中、医療の専門家が下す“標準的な医療行為”というものをきちんと定義しておかなければ混乱を来たすことは明らかである。

すなわち、国により執拗に続けられた医療費抑制政策の結果、診療の第一線を担う病院勤務医は激減し、残った医師たちは疲弊しきっている。また病院経営は悪化し、最新設備・最新機器への更新もままならない医療機関が殆どである。さらに夜間・休日の医療は、限られたスタッフの献身的な努力によって支えられており、彼らは専門外の急患にも全力で対応しているのが現状である。それらを斟酌せずに、人員や設備状況がそれぞれ大きく異なる全国の医療機関に一律に365日24時間、同水準の医療を求めることは非現実的である。提供可能な医療の水準は、時・場所・人員・設備などの状況によって常に変動するものであり、一定不変の「標準的な医療行為」の存在は空想の産物に過ぎず、それを前提にすべきではない。万一、第三次試案が強行されれば、人員・設備等に恵まれない地方の医療機関ではますます医師の確保が困難になるとともに萎縮医療が確実に進行するであろう。

一、医療機関および医師が原因究明・再発防止に協力できる体制を整えるべきである。

- 医学・医療に携わる医師はすべて、不幸にして亡くなられた方の死因を究明したいと願っており、情報の提供は惜しまないし、その再発防止のためにはシステムの改善にも積極的に取り組むであろう。

しかしながら、前述のとおり、個人の責任追及や処罰を前提とした医療安全調査委員会のままでは、到底正確な情報が得られるとは思えない。

これについては、わが国の航空・鉄道事故調査委員会が悪しき先例である。すなわち、運輸事故等の調査においては国際的に常識となっている刑事処分の“免責”制度をわが国の事故調査委員会では導入せず、その「報告書」が「鑑定書」となって捜査当局に流用されることもあるため、当事者が事故調査委員会に強い不信感を抱いていることは周知の事実である。

医療における安全調査委員会では、全ての医療機関、医師がシステム・エラーの原因究明・再発防止に協力できる体制を整えるためにも、この点の議論が必須であるが、とくに試案に記載される「委員会は、医療関係者の責任追及を目的としたものではない」とする項目は、法的な担保がなされるべきである。法的担保がなければ、司法警察が厚生労働省の「医療安全調査委員会」の決定に従う根拠さえないからである。